

○香美市手話言語条例

令和7年3月24日

条例第4号

言語は、人間が用いる意思伝達的手段であり、知的活動の基盤であるとともに意思疎通や感性・情緒の基盤であるとされている。手話言語は、手の形、位置、動きに加え、表情の強弱などを用いて、気持ちや考えを視覚的に表現し、伝え合う言語であり、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正後の障害者基本法において、言語として位置付けられている。

しかし、これまで手話が言語として広く社会に認められてこなかったことや、手話言語を使用することができる環境が整えられてこなかったことから、いまだ必要な情報を得ることも十分なコミュニケーションをとることもできず、ろう者及びその家族は多くの不便や不安を感じながら生活している。

香美市は、手話が言語であるとの認識に基づき、市全体が手話言語への正しい理解を深め、手話言語を使用しやすい環境作りを推進することにより、全ての人がお互いを尊重し合い真に共生する地域社会を築いていくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語及びろう者に対する理解の促進並びに手話言語の普及（以下「手話言語の普及等」という。）に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、ろう者とりょう者以外の者が真に共生する地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話言語 手指及び体の動き、顔の表情等を組み合わせて視覚的に表現する独自の文法体系を持つものをいう。
- (2) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者をいう。
- (3) 市民 香美市に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。
- (4) 事業者 香美市に事務所又は事業所を有し、事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。

(手話言語の意義)

第3条 手話言語は、ろう者が知的かつ心豊かな社会生活を営むために受け継がれてきた、独自の言語体系を有する文化的所産である。

(基本理念)

第4条 手話言語の普及等は、ろう者が手話言語による意思疎通を円滑に図る権利を有することを前提に、市民一人一人がお互いを理解し、人格と個性を尊重し合い、心豊かに共生する地域社会を実

現することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話言語の理解を推進するとともに、手話言語が普遍的に用いられる環境の整備が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話言語に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話言語に関する市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が過ごしやすい環境を提供するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第8条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画において、次に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話言語の普及等を図るための施策
- (2) 手話言語が普遍的に用いられる環境を構築するための施策
- (3) 手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の機会の拡大を図るための施策

2 市は、前項の施策を推進するときは、ろう者又はその他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(財政措置)

第9条 市は、手話言語に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。